

【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（抄）】

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する都市公園をいう。
- (2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- (3) 特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。
- (4) 有料施設 市が設置し、有料で使用させる都市公園（公園施設を除く。）及び公園施設をいう。
- (5) 公園予定区域 法第33条第4項に規定する公園予定区域をいう。
- (6) 予定公園施設 法第33条第4項に規定する予定公園施設をいう。
- (7) 霊園 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）にいう墓地で、緑地を有するものをいう。
- (8) 駐車場 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。
- (9) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (10) 自転車貸出し施設 市民が自転車道を利用してサイクリングを楽しむために、自転車を一時的に貸し出す施設をいう。

（行為の制限）

第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 業としての写真撮影、募金、物品の販売その他営業行為をすること。
- (2) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (3) 花火、キャンプファイヤー等の火気を使用すること。

(行為の禁止)

第5条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人の利用を妨げ、又は他人に危険を感じさせる行為をすること。
- (2) 都市公園及び公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 竹木を採取し、又は植物を採集すること。
- (4) 土地の形状を変更すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外に車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。

(使用又は利用の制限及び禁止)

第6条 市長は、都市公園の維持管理上必要があるときは、都市公園の使用又は利用を制限し、又は禁止することができる。

(使用又は利用の許可)

第7条 有料施設の使用又は利用をしようとする者は、あらかじめ市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用又は利用の許可を行わせる有料施設にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 有料施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 有料施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、有料施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用又は利用の許可の取消し等)

第7条の2 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

(1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。

(3) 詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

(利用料金)

第11条の2 別表第1の2の左欄に掲げる有料施設を利用しようとする者は、当該有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該有料施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第1の2の中欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第11条の3 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免することができる。

(監督処分)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条の規定による許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条又は第7条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のため、やむをえない必要が生じたとき。

- (2) 都市公園の保全又は利用に著しい支障が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむをえない必要が生じたとき。

(指定管理者)

第36条 市長は、都市公園（市が設置する公園施設を含む。）、駐車場、自転車駐車場及び自転車貸出し施設（以下「都市公園等」という。）の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該都市公園等の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第36条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該都市公園等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 到津の森公園、到津の森公園駐車施設、ひびき動物ワールド、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設の指定管理者の指定に係る前項の規定による申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第1項の規定による申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い都市公園等の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第36条の3 指定管理者が行う都市公園等の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園等の維持管理に関すること。
- (2) 都市公園等の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第36条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い都市公園等の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第36条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、都市公園等の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該都市公園等の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第36条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる都市公園等について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(次項及び第3項において「指定の取消し等」という。)を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該都市公園等の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該都市公園等の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該都市公園等が別表第1の2の左欄に掲げる有料施設であるときは、当該有料施設の使用の許可を受けた者は、第11条の2の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。

4 別表第1の2の注書第2項の規定は、前項の使用料について準用する。

(委任)

第37条 この条例に規定するもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の規定に違反して、許可を受けずに同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条又は第16条の規定に違反して各条各号に掲げる行為をした者

- 2 詐偽その他不正な手段により使用料、手数料又は駐車料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

別表第1の2(第11条の2関係)

施設の種類等	金額				備考
響灘緑地園 広場料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要がある	
	1人1回	150円	70円	あると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。	
ひびき動物ワールド	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒		
	1人1回	300円	150円		
	回数券(4枚つづり) 1人1回	1,000円	500円		
ポニー乗馬場料	個人	1人1回	450円	小・中学校の児童及び生徒が、係員の指導の下に乗馬するときに限る。	
	団体(25人以上)		360円		
	1頭につき30分又はその端数ごとに		3,000円		
馬車利用	区分	一般	中学校の生徒以下の者		
	1人1回	300円	150円		

	料				
熱帯 生態 園	区分	一般	小・中学校の 児童及び生徒		
	1人1回		450円	220円	
	回数券(4 枚つづり)	1人1回	1,000円	500円	
都市各 緑化室 センター ター 用 料	区分	9時～12時	12時～17時		イベントホールの利用者が入場 料等を徴収する場合の額は、入場 料等の総収入額に100分の6 を乗じて得た額(当該額が規定の 額の15割に相当する額に満た ないときは、当該規定の額の15 割に相当する額)とする。
		平日	土曜日 日曜日 休日	平日 土曜日 日曜日 休日	
	イベントホール	3,750円	4,350円	5,400円 6,450円	
	講習室	2,400円	2,850円	3,600円 4,350円	
	会議室	1,500円	1,800円	2,250円 2,700円	
冷 暖 房 設 備 利	実費に相当する額の範囲内で規則で定める額				

	用 料					
響灘 緑地 野外 ステ ージ	1時間又はその端数ごとに			1,500円		利用者が入場料等を徴収する場 合の額は、入場料等の総収入額に 100分の6を乗じて得た額(当 該額が規定の額の15割に相当 する額に満たないときは、当該規 定の額の15割に相当する額)と する。
サイ クリ ング ター ミナ ル	区分	一般	中学校の生 徒	小学校 の児童 以下の 者		
	基本利 用料	1台2時間 以内	300円	190円	150 円	
	超過利 用料	1台2時間 を超える3 0分又はそ の端数ごと に			70円	
	そ の 他 利 用 料	コインロッカー	1回		100円	
響灘	大型自動車	1台1回(1日以内)		1,000円		大型自動車、中型自動車及び普通

緑地	中型自動車		自動車	自動車の区分は、改正前の道路交
駐車	普通自動車		300円	通法第3条に規定するところ
施設				による。